

上尾市監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき監査を執行したので、同条第9項の規定に基づく監査の結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和8年3月16日

|         |   |   |    |
|---------|---|---|----|
| 上尾市監査委員 | 米 | 山 | 睦  |
| 上尾市監査委員 | 小 | 林 | 淳子 |
| 上尾市監査委員 | 大 | 内 | 美幸 |

上尾市長 畠山稔様  
上尾市議会議長 田中一崇様  
上尾市農業委員会会長 市村英一様

上尾市監査委員 米山睦  
上尾市監査委員 小林淳子  
上尾市監査委員 大内美幸

令和7年度定期監査等の結果に関する報告書について（提出）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき定期監査及び行政監査を実施したので、同条第9項の規定により、監査結果に関する報告書を次のとおり提出します。

### 令和7年度定期監査等結果報告書

#### 1 準拠基準

上尾市監査基準

#### 2 監査の種類

定期監査（財務監査）及び行政監査

#### 3 監査実施日

- (1) 令和7年10月31日（金） 健康福祉部
- (2) 令和7年11月28日（金） こども未来部
- (3) 令和7年12月25日（木） 上下水道部
- (4) 令和8年1月30日（金） 環境経済部、農業委員会事務局
- (5) 令和8年2月6日（金） 消防本部、東・西消防署

#### 4 監査の対象

健康福祉部 福祉総務課、生活支援課、障害福祉課、高齢介護課、健康増進課  
こども未来部 こども支援課、子育て支援センター、こども家庭保健課、  
保育課（保育所を含む。）、こども発達センター、青少年課  
上下水道部 経営総務課、業務課、水道施設課、下水道施設課  
環境経済部 環境政策課、ゼロカーボン推進室、生活環境課、農政課、商工課、  
西貝塚環境センター  
農業委員会事務局

消防本部 消防総務課、予防課、警防課、指令課  
東・西消防署 東消防署管理課

## 5 監査の範囲

### (1) 健康福祉部

令和7年4月1日から同年8月31日までの財務等に関する事務

### (2) こども未来部

令和7年4月1日から同年9月30日までの財務等に関する事務

### (3) 上下水道部

令和7年4月1日から同年10月31日までの財務等に関する事務

### (4) 環境経済部、農業委員会事務局

令和7年4月1日から同年11月30日までの財務等に関する事務

### (5) 消防本部、東・西消防署

令和7年4月1日から同年11月30日までの財務等に関する事務

## 6 監査の着眼点及び実施内容

監査に当たっては、財務等に関する事務の執行が法令等に基づいて適正かつ適切に行われているかに主眼をおき、また、経済性、効率性、有効性の観点に留意しつつ、あらかじめ提出を求めた監査資料に基づき、関係諸帳簿を試査照合するとともに、関係職員から説明を聴取して実施した。

## 7 監査の結果

監査を実施したところ、おおむね適正であると認められたが、改善すべき事項が見受けられたので次のとおり意見を付して述べる。

なお、軽易な事項については、監査実施の際、関係職員に改善等の指導を行った。

## 8 意見

(1) 前回の監査で指導した事項と同様の誤り、また、契約書に添付すべき書類の不足や特記仕様書の内容と異なる時期での契約金の支払い等、契約関係の不備が散見された。これらの誤りは、全ての所属において発生し得る共通の課題であることを職員一人一人が認識し、庁内で情報共有を図るとともに、各所属においてチェック機能が適切であるか改めて確認されたい。あわせて、これまでの監査結果を十分に活用し、定められたルールに基づいた事務執行が適切に行われるよう再発防止に努められたい。

(2) 任意団体へ交付している補助金の通帳等を、所管課で管理しているケースが昨年度同様多数見受けられた。市から交付された補助金は、市の組織とは異なる任意団体の資金であり、事故等が発生した場合、管理責任を問われ市民の信頼を損ねる恐れがある。については、補助金を申請し運営する任意団体と、それを審査し交付する所管課の役割分担を明確にし、市職員が担う任意団体の通帳等の管理の必要性を精査するとともに、通帳等の管理を任意団体へ移行するよう適正な事務運営を図るべきである。